

【診療報酬等の請求にかかる留意事項】

調剤	
項目	内容
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料及び重複投薬・相互作用等防止加算について	当該管理料及び加算（残薬調整に係るもの以外の場合）を算定される際は、記載要領より「処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載すること」となっておりますのでご留意ください。
アプレピタントカプセルセット等を算定する場合のレセプト記載方法について	当該薬剤等、3日分を1包装として1セット規格になっている薬剤を算定する場合は、薬剤使用に関する保険診療上の取り扱いにより、以下に示す例を参考に請求を行うこととなっておりますのでご留意ください。 例) アプレピタントカプセルセットの場合 ①アプレピタントカプセル 125mg 1カプセル 1日1回 朝食後 1日分 ②アプレピタントカプセル 80mg 1カプセル 1日1回 朝食後 2日分 (①を服用後、2日目から服用)
外来服薬支援料2の算定について	外来服薬支援料2の算定対象となる剤が複数ある場合は、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に名称（「支B」）を記載することとなっています。
処方箋発行医療機関コード等の記載について	記載要領の調剤報酬明細書に関する事項において、処方箋を発行した保険医が診療に従事する保険医療機関の所在地、名称、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを処方箋に基づいて記載することとなっております。 調剤レセプトに記載される際は、医療機関コードの入力誤り及び同一医療機関であっても医科と歯科では医療機関コードが異なりますのでご留意ください。
自家製剤加算の算定について	調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できません。 また、予製剤による場合又は錠剤を分割する場合は、それぞれ所定点数の100分の20に相当する点数での算定となります。
外用薬における薬剤調製料の算定について	同一処方せん受付回内において、同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず1調剤として取り扱います。
投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬について	長期の旅行等、特殊の事情があり、必要があると認められる場合において、14日を超えて調剤される際には、その理由を摘要欄にご記載ください。なお、電子請求の場合は、「レセプト電算処理システム用コード」で記録してください。
自家製剤加算の算定について	当該加算を算定される際、「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明の場合は、摘要欄に算定理由が明確となるように「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっています。 また、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合においても、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに、確保できなかったやむを得ない事情について、「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっていますのでご留意ください。
在宅薬学総合体制加算について	当該加算の算定要件のうち、介護保険に相当するサービスを行った場合について、居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費により訪問指導を行った日を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとなっています。その場合、当該請求月の最終算定時の要支援度若しくは要介護度を記載することとなっています。いずれも「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっていますのでご留意ください。

【診療報酬等の請求にかかる留意事項】

項目	内容
特定薬剤管理指導加算3 (口) の算定について	<p>当該加算は、以下のいずれかの場合に算定できますのでご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合。 ・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合。 <p>なお、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっております。</p>
薬剤調製料の算定について	<p>薬剤調製料の算定について、以下のような誤りが散見されますのでご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坐薬を内服薬（21点）として算定 ・内服用滴剤を内服薬（24点）として算定 ・注射薬を外用薬（10点）として算定 ・吸入薬を内服薬（24点）として算定